「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」 の施行に伴う児童福祉法改正による岡山県社会福祉審議会運営規程改正案

標記法律の施行(平成30年4月2日施行)に伴い、岡山県社会福祉審議会運営規程を改正する。

1 改正事項

別表第2(第4条関係)

(専門分科会名)

児童福祉専門分科会

(分掌事項)

削除事項

・2か月を超える親権者等の意に反する一時保護について、継続の是非について意見を述べること(児童福祉法第33条第5項)

2 根拠法令

(児童福祉法)

第33条

 $1 \sim 4$ 略

5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りではない。

 $6 \sim 12$ 略

岡山県社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県社会福祉審議会条例(平成14年岡山県条例第16号。以下「条例」という。)第6条第5項、第8条第1項及び第5項並びに、第11条の規定により、岡山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の所属)

- 第2条 補欠の委員は、前任者と同一の専門分科会及び部会に属するものとする。 (専門分科会)
- 第3条 審議会に、民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか児童 福祉専門分科会を置く。
- 2 専門分科会の分掌は、別表第1のとおりとする。
- 3 条例第5条の規定は、専門分科会及び専門分科会長について準用する。ただし、専門分科会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。
- 4 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

- 第4条 審議会は、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、児童福祉専門分 科会に里親部会、児童相談部会及び事例検証部会を置く。
- 2 部会の分掌は、別表第2のとおりとする。
- 3 条例第5条の規定は、部会及び部会長について準用する。ただし、部会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。
- 4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。 (庶務)
- 第5条 審議会の庶務は、保健福祉課において行う。ただし、専門分科会及び部会の庶務は、次の課において行う。

専門分科会

民生委員審査専門分科会 保健福祉課 身体障害者福祉専門分科会 障害福祉課 児童福祉専門分科会 子ども家庭課

部会

身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害福祉課 児童福祉専門分科会里親部会 子ども家庭課 児童福祉専門分科会児童相談部会 子ども家庭課 児童福祉専門分科会事例検証部会 子ども家庭課 (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この規程は、平成14年 5月23日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年 4月25日から施行する。 附 則
- この規定は、平成25年10月 3日から施行する。 附 則
- この規定は、平成27年 4月21日から施行する。 附 則
- この規定は、平成29年 4月26日から施行する。 附 則
- この規定は、平成31年 4月25日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

別表第1(第3条関係)	
専門分科会名	分 掌
民生委員審査専門分科会	 ・民生委員の推薦に関する知事諮問への答申(民生委員法第5条第2項) ・民生委員推薦会に対する知事再推薦命令に関する知事諮問への答申(民生委員法第7条第1項) ・民生委員推薦会の再推薦がない場合の適任者の知事推薦に関する知事諮問への答申(民生委員法第7条第2項) ・民生委員の解嘱に関する知事具申への同意(民生委員法第11条第2項) ・民生委員の解嘱具申に対する同意審査に係る本人への通告(民生委員法第12条第1項)
身体障害者福祉専門分科会	・身体障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申 又は関係行政機関への意見具申 (身体障害者福祉専門分科会審査部会の分掌を除く。) (社会福祉法第7条第1項及び第2項関係)
児童福祉専門分科会	 ・児童婦子の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の

部 会 名	分 掌
身体障害者福祉専門分科会	・医師の指定に関する知事の諮問に係る答申(身体
審查部会	障害者福祉法第15条第2項)
H E IV A	・医師指定の取消しに関する知事の諮問に係る答申
	(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)
	・障害程度非該当認定に関する知事の諮問に係る答
	申(身体障害者福祉法施行令第5条第1項)
	・障害認定に関する知事の諮問に係る答申(身体障
	害者福祉法第15条第4項関係)
	・自立支援医療を担当する医療機関の指定、指定の
	辞退又は指定の取消しに関する知事の諮問に係る
	答申(障害者自立支援法第59条、第65条、第
	6 8 条 関係)
	・知事の指定を受けた自立支援医療等を担当する医
	療機関の医療の種類の変更承認に関する知事の諮
	問に係る答申(障害者自立支援法第64条関係)
	・特別障害者手当等の障害認定に関する知事の諮問
	に係る答申(特別児童扶養手当等の支給に関する
	法律第19条関係)
児童福祉専門分科会	・知事が里親の認定をするとき意見を述べること(児
里親部会	童福祉法施行令第29条)
児童福祉専門分科会	・児童の措置等に関して報告を受け、知事に意見を
児童相談部会	述べること (児童福祉法第27条第6項) (児童
	虐待の防止等に関する法律第13条の4)
児童福祉専門分科会	・児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な
事例検証部会	被害を受けた事例の分析・検証を行い、知事に報
	告すること(児童虐待の防止等に関する法律第4
	条第5項)
	・被措置児童等虐待に関する届出を受理し、知事に
	通知すること(児童福祉法第33条の12第1項
	・第3項、第33条の15第1項)
	・知事から被措置児童等虐待に関する報告を受け、
	意見を述べること。また、必要に応じ調査を行う
	こと(児童福祉法第33条の15第2~4項)
L	

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成29年法律第69号) の概要

改正の顔写

(平成29年6月14日成立-6月21日公布)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家 庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関 与を強化する等の措置を講ずる。

改正の概要

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに 裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされている。

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者 指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を 勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)

児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得な ければならないこととする。 0

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)

○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができる が、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新規 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(

【児童福祉法】

本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。 盟

一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、<u>手続の適正性を一層担保する</u> 観点から司法関与が求められている。 0

改正法による対応

児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判 所の承認を得なければならないこととする。 C

一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日か 0 一時保護を開始した日か 〇 一時保護の期間は、原則として、 改正案

現行

ら2ヶ月を超えてはならない。

親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合 には、家庭裁判所の承認を得なければならない。 0

一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)[単位:件]

0

・親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければな<u>ら</u>

ら2ヶ月を超えてはならない。

参考1)

ない。

0

- 施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数 年間**277**件(H27福祉行政報告例)
- 参考2)

3612 3144

2ヵ月経過時

開始時

- -児童相談所の設置数(平成28年10月1日現在) 全国210か所
- 全国253か所 (本庁50か所、支部203か所) 家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
 - 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果 平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査 ×

468

6486

23811 30297

> 同意あり 同意なし

慈数

- 絒 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合)は、 庭裁判所の承認を必要としない。 0
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合 (即時抗告が行われた場合 等)は、引き続き一時保護ができる。